19	児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。
20	児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。
21	児童数（中学校）（被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。
22	児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の管内市町村の計とする。
23	児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数の管内市町村の計とする。
24	児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。
25	児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数の管内市町村の計とする。
26	児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の「都道府県分」における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。
27	児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の「都道府県分」における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。
28	児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の「都道府県分」における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。
29	児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の「都道府県分」における第１表⑵中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

第九条第一項の表都道府県の項第六号1を次のように改める。

1
平〇五十めお事前事るも等八度八平以器道る継る額く又成続成度継事院にびに「四ら整立利そ除を以府てかに道府利大あ府院都をた九
成・三三のけ業か業もの額一か一成前具府も続もに︶は十事十か続業事〇平〇平年の備病償のしそ外県はら着府県償学る県病道四数・密
十〇を年機るにらにのを︵をらを十かの県の事の〇の看七業三ら事等業・成・成度継事院還端てれの立〇の手県立還附との床府捨︵五度
四〇、度械都係の係の除医、の、四ら整立の業の・う護年以年の業に債〇十〇十に続業事金数得ぞ事病・継し立病金属き人数県五小一補
年一平以器道る継る額く療平継平年の備病額及額〇ちの度外度継に係同〇四〇四基事等業密をたれ業院〇続た病院の病は口の立入数を正
度一成前具府も続もに︶又成続成度継事院にびに〇平たにの以続係る意一年一年本業に債度四数乗に事四事事院事う院、で合大す点乗Ⅱ
か一十かの県の事の〇のは十事十か続業事〇平〇二成めお事前事るも等七度七度設に係同」捨︵じ係業二業業事業ち等そ除計学る以じに
らを四ら整立の業の・う看九業三ら事等業・成・四十のけ業か業もの額四か四か計係る意と五小てる債を」︵業債平密のし数附。下て用
の、年の備病額及額〇ち護年以年の業に債〇十〇三三機るにらにのを︵をらをら等るも等い入数得もの、と以債及成度端てに属以三得い
継平度継事院にびに〇平の度外度継に係同〇四〇を年械都係の係の除医、の、のにもの額うす点たのう平い下のび十」数得三病下位たる
続成か続業事〇平〇二成たにの以続係る意一年一、度器道る継る額く療平継平継着のを︵︶る以数のち成うこう平三とをた四院「未数密
事十ら事等業・成・四十めお事前事るも等八度八平以具府も続もに︶又成続成続手の除医、。下の元平十︶のち成年い四数・病都満を度
業三の業に債〇十〇三三のけ業か業もの額一か一成前の県の事の〇のは十事十事し額く療平以三合利成四に号平十度う捨︵六床道の当は
以年継に係同〇四〇を年機るにらにのを︵をらを十か整立の業の・う看六業三業たに︶又成下位計償十年係に成四以︶五小六数府端該、
外度続係る意一年一、度械都係の係の除医、の、四ら備病額及額〇ち護年以年」事〇のは十「未数還三度るお十年前、入数を及県数都都
の以事るも等八度八平以器道る継る額く療平継平年の事院にびに〇平の度外度と業・う看五都満を金年にもい三度に都す点乗び立が道道
事前業もの額一か一成前具府も続もに︶又成続成度継業事〇平〇二成たにの以い︵〇ち護年道の当に度発のて年に発道る以じ都病あ府府
業かにのを︵をらを十かの県の事の〇のは十事十か続等業・成・三十めお事前う以〇平の度府端該あ以行の「度発行府。下て道院る県県
にら係の除医、の、四ら整立の業の・う看八業三ら事に債〇十〇六三のけ業か︶下二成たに県数都つ前を元平以行を県以三得府密との立
係のる額く療平継平年の備病額及額〇ち護年以年の業係同〇四〇を年機るにらにこ二十めお立が道てか許利成前を許立下位た県度き人病
る継もに︶又成続成度継事院にびに〇平の度外度継にる意一年一、度械都係の係の九三のけ病あ府はら可償十に許可病「未数立」は口院
も続〇のは二事十か続業事〇平〇二成たにの以続係も等七度七平以器道る継る号を年機る院る県〇のさ還三基可さ院都満をリと、で病
の事の・う看十業三ら事等業・成・三十めお事前事る額四か四成前具府も続もに、度械都事との・継れ金年本され事道の当ハいそ除床
の業の〇ち護年以年の業に債〇十〇六三のけ業か業もの︵をらを十かの県の事のお平以器道業き人〇続たに度設れた業府端該ビうのし数
額及額〇平の度外度継に係同〇四〇を年機るにらにのを医、の、四ら整立の業のい成前具府債は口三事都あ以計た都債県数都リ︶端てに
にびに一成たにの以続係る意一年一、度械都係の係の除療平継平年の備病額及額て十かの県元、で一業道つ前等都道元立が道病、数得四